

一般財団法人環境優良車普及機構

定 款

第1章	総則.....	1
第2章	目的及び事業.....	1
第3章	資産及び会計.....	2
第4章	評議員.....	3
第5章	評議員会.....	5
第6章	役員.....	6
第7章	理事会.....	8
第8章	顧問および賛助会員.....	9
第9章	定款の変更及び合併及び解散等.....	10
第10章	公告の方法.....	10
第11章	雑則.....	10

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人環境優良車普及機構と称する。

2 この法人の英文名を ORGANIZATION FOR THE PROMOTION OF LOW EMISSION VEHICLES (略称 LEVO) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、環境優良車並びに環境保全・省エネルギー・交通の安全等に資する機器及び用品等（以下「環境優良車等」という。）に関する調査研究、啓発活動その他の環境優良車等の普及のための環境整備、自動車運送事業者等を対象とした環境優良車等の普及促進及びそのための支援、自動車運送事業用自動車の環境保全、省エネルギー、交通の安全等に資する使い方その他の運行の管理に関する調査研究、普及促進及びそのための支援等を行うことにより、自動車公害の軽減・防止及び物流その他交通分野における低炭素化の促進並びに交通の安全を図るとともに、エネルギー消費の効率化、地球環境の保全等に寄与し、もって、人と環境に優しい交通の実現及び公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境優良車等の普及に関する調査研究
- (2) 環境優良車等の普及に関する情報提供及び啓発活動
- (3) 環境優良車等の普及に関する国際協力
- (4) 自動車運送事業者等に対する環境優良車等の貸し出し
- (5) 自動車運送事業者等による環境優良車等の借り受け又は購入に対する支援
- (6) 自動車運送事業者等が利用する燃料等供給施設の整備及び貸し出し
- (7) 環境優良車等の使用者、整備実施者等に対する講習会及び研修会の実施
- (8) 環境優良車等の使用者及び使用希望者に対する情報提供
- (9) 性状が異なる燃料を使用した場合の自動車運送事業用自動車の環境性能に関する調査研究
- (10) 自動車運送事業用自動車の環境保全、省エネルギー、交通の安全等に資する使い方その他の運行の管理に関する調査研究並びに情報提供その他の普及促進及びそのための支援

- (11) 自動車の環境保全・省エネルギー・交通の安全に資する技術の他分野への応用その他の相互利活用の推進
 - (12) 物流分野における低炭素化の促進支援並びに調査及び情報収集等
 - (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産
 - (2) 評議員会の決議によって基本財産に繰り入れた財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第6条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄付された財産については、その指定に従わなければならない。

- 2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分し、担保に供し、又は除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(経費の支弁)

第7条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。
- 3 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告の備え置き及び閲覧については、第48条の規定による。
 - 4 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(剰余金)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

- 第12条 長期借入金（その借入れ年度内に償還する借入金以外の借入金をいう。以下同じ。）の借入れをしようとする場合であって、その年度の長期借入金の累計額が第9条第1項に基づき理事会の決裁及び評議員会の承諾を得た収支予算書の長期借入金の額（以下、長期借入金予算額という）を超えるときは、理事会及び評議員会の承認を受けるものとする。
- 2 1回の長期借入金の額が長期借入金予算額の1/2を超えることとなるときも、前項と同様とする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員15名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人又はこの子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第16条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分、除外又は担保への供与の承認
- (7) 長期借入金の承認（第12条に規程する場合に限る）
- (8) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、会長は、遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 会長は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に係わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分、除外又は担保の供与の承認
- (4) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、

同様とする。

5 監事は、この法人又はこの子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務の執行を総理し、理事会の議長となる。

3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐して、この法人の業務の執行を掌理する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。

5 会長、理事長及び常務理事は毎事業年度4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、前項に基づき作成した監査報告を、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事に通知する。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

7 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

8 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。

9 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれら行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

10 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員 の 報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

- (4) 第28条第6項の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき
- (5) 前号の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に定めのある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、遅滞なく、臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第36条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、法令及びこの定款に定めのある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 顧問および賛助会員

(顧問)

第39条 この法人に、顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を受けて、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関し、会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

(賛助会員)

第40条 この法人の趣旨に賛同し、賛助会費を拠出するものを賛助会員とする。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

第9章 定款の変更及び合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会の決議によって、法令で定める法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑則

(専門委員会)

第46条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の承認を受けて、理事長が委嘱する。

3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局に関する規定は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第48条 この法人は、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員及び評議員の名簿
 - (3) 許認可等及び登記に関する書類
 - (4) 第10条第1項各号の書類及び監査報告
 - (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (6) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上、必要な細則は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、寺嶋潔と上田信一とする。
- 4 この改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この改正規定は、平成28年1月28日から施行する。

変更履歴

平成24年4月1日 財団法人運輸低公害車普及機構を名称変更し、移行したことにより設立

平成25年4月1日 改定

平成28年1月28日 改定